第５章　給水装置工事の申込手続等

|  |
| --- |
| （工事申込者との協議）第２７条　工事事業者は、給水装置工事申請書を管理者に提出する前に、工事申込者に対し設計及び施工内容について、協議及び説明をしなければならない。２　主任技術者は、給水装置工事申請書を管理者に提出する前に、調査、水理計算及び第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準の適合確認を実施しなければならない。３　給水方式が４・５階直結式、直結増圧式又は受水槽式給水の場合において、既に提出した給水装置工事申請書が第２２条第１項の規定により協議した内容と異なるときは、工事申込者は、再度、設計協議を行わなければならない。 |

【解説】

１　工事事業者は、当該給水装置工事申請書を提出する前に工事申込者に対し、設計及び施工内容について、協議及び説明をしなければならない。

２　主任技術者は、調査、水理計算及び法第２５条の４第３項第３号に規定する給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質の基準に適合しているか確認したうえで給水装置工事申請書を提出しなければならない。

３　設計協議し、承認した内容と異なる給水装置工事申請書は、受理することができないので注意すること。その際は、再度、給水装置設計協議申請書を提出し、管理者の承認を得なければならない。

４　提出する給水装置工事申請書に記載する事項及び添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　記載事項

ア　申込者の住所、氏名及び工事場所

イ　利害関係人の承諾

ウ　管理責任者

エ　指定工事事業者への委任事項

オ　その他必要に応じた誓約・覚書

カ　付近見取図、平面図及び立体図（第２６条の解説に従い記載すること。）

 (2) 必要に応じた添付書類は、次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 添付書類 | 様式 | 部数 |
| 口径400㎜以上配水管分岐承認申請書の回答（写） | 様式第１号 | １ |
| 同口径分岐承認申請書の回答（写） | 様式第２号 | １ |
| 直結給水計算書 | 様式第４号 | １ |
| 給水幹線計算書 | 様式第５号 | １ |
| ４・５階直結式給水計算書 | 様式第６号 | １ |
| 直結増圧式給水計算書 | 様式第７号 | １ |
| 受水槽式給水計算書 | 様式第８号 | １ |
| 給水装置工事設計協議申請書の回答（写） | 様式第９号 | １ |
| Ⅰ型浄水器等設置誓約書 | 様式第１０号 | １ |
| 水道直結式スプリンクラー設備設置誓約書 | 様式第１１号 | １ |
| 給水装置工事申請書に記載できないときの図面 |  | １ |
| その他管理者が必要と認める書類 |  | １ |

|  |
| --- |
| 　（利害関係人に係る説明及び通知）第２８条　工事事業者は、給水装置工事の申込みに当たり、管理者が条例第４条第２項の規定による利害関係人の同意書その他の書類の提出を求めた場合は、工事申込者に対し、その旨を説明しなければならない。２　工事申込者は、民法第２１３条の２第1項又は第２１３条の３第1項に該当する工事（以下「民法第２１３条工事」という。）の場合は、給水装置設置に関する通知確認書（様式第１１号の２）を管理者に提出しなければならない。３　工事申込者は、民法第２１３条工事について、通知の相手方が不特定多数又は所在不明である場合にも民法第２１３条の２第３項の規定による通知が必要なため、民法第９８条に基づく簡易裁判所の公示による意思表示をもって通知に代えることとし、これを確認できる書類を管理者に提出しなければならない。４　前２項による通知及び公示は、工事申込日の２週間前までに行わなければならない。５　前３項について工事事業者は工事申込者に説明しなければならない。 |

【解説】

１　工事事業者は、給水装置工事を行う際の紛争を避け、工事を円滑にするため、第２７条第１項に規定する給水装置工事申請書提出前の設計及び施工内容に関する協議及び説明をしてもなお給水装置工事の申込み時に利害関係人の承諾がなく、管理者が利害関係人の同意書その他の書類の提出を求めた場合は、次の各号に掲げる承諾、同意書又は誓約書が必要である旨を工事申込者に説明しなければならない。

 (1)　他人の給水装置から分岐引用して給水装置を設置するとき、又は分岐引用した給水装置を一部改造しようとするときは、分岐する給水装置の所有者の承諾

 (2)　他人が所有する土地を通過して給水装置を布設するときは、当該土地所有者の承諾

 (3)　その他特別な理由があるときの利害関係人の同意書

　　ア　他人の給水装置から分岐した給水装置を一部改造又は撤去するときは、分岐引用する給水装置所有者の承諾。ただし、被分岐管が複数の給水装置を経由して分岐引用している場合は、経由する給水装置所有者の承諾

　　イ　他人の給水装置を改造しようとするときは、改造する給水装置の所有者の承諾

　　ウ　管理者が特に必要と認める利害関係人の承諾

(4)　利害関係人の承諾が得られない場合、紛争に関する工事申込者の誓約書

２　民法第２１３条工事の場合は、給水装置設置に関する通知確認書（様式第１１号の２）を管理者に提出しなければならない。

３　通知の相手方が不特定多数又は所在不明である場合は、民法第２１３条の２第３項の規定による通知が必要なため、民法第９８条に基づく簡易裁判所の公示による意思表示をもって通知に代えることとし、これを確認できる書類を管理者に提出しなければならない。

４　前２項による通知及び公示は、工事申込日の２週間前までに行わなければならない。

５　前３項について工事事業者は工事申込者に説明しなければならない。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （申込窓口）第２９条　給水装置工事の申込窓口は、次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給水区域 | 申込窓口 | 所在地 |
| 本庁地区　彦島地区　長府地区王司地区　清末地区　小月地区王喜地区　川中地区　安岡地区吉見地区　勝山地区　吉田地区内日地区　馬島地区　　　　　　　 | お客さまサービス課給排水係 | 下関市春日町７番３２号 |
| 菊川町地区　豊田町地区　豊浦町地区　豊北町地区 | 北部事務所維持係 | 下関市豊浦町大字川棚４１５３番地３ |

あ |

【解説】

１　給水装置の施工場所により給水装置工事申請書の申込窓口が異なるので注意すること。

２　申込窓口の連絡先は、以下のとおりとする。

 (1)　お客さまサービス課給排水係　０８３－２３１－３１１６（直通）

 (2)　北部事務所維持係　　　　　　０８３－７７２－１０６０（直通）

|  |
| --- |
| （現地調査）第３０条　管理者は、工事事業者から給水装置工事申請書の提出があったときは、現場の状況を把握するために必要な調査を行うものとする。 |

【解説】

　局担当職員は、提出された給水装置工事申請書の現場の状況を把握するため、調査をすること。

|  |
| --- |
| （設計の変更申請）第３１条　工事事業者は、既に承認を受けた給水装置工事の設計を変更する場合は、給水装置工事設計変更承認申請書（様式第１２号）に変更箇所を示した図面を添付して管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、第１９条第１項各号に規定する計算書により決定した口径に変更が生じない給水管の延長等の変更については、局担当職員に事前協議し、疑義がある場合を除き、しゅん工図の作成をもって代えることができる。 |

【解説】

給水装置工事申請書の当初の設計に著しい変更が生じた場合の設計変更の承認申請は、当初の給水装置工事申請書の設計審査を担当した課所に提出し、管理者の承認を受けなければならない。

なお、設計変更承認申請書を提出すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

 (1)　給水方式の変更

 (2)　貸与メータ口径の変更

(3) 分岐箇所の変更

(4) 貸与メータの上流側の給水管布設ルートの変更

(5) 給水管口径の変更

(6) 貸与メータ下流側の給水管布設ルートの著しい変更

|  |
| --- |
| （工事取消）第３２条　工事申込者は、申込みをした給水装置工事を取り消すときは、速やかに給水装置工事取消届（様式第１３号）を管理者に提出しなければならない。２　前項の規定により、取り消した給水装置工事に係る給水装置工事申請書は、返却しない。 |

【解説】

１　給水装置工事を取り止めるときは、速やかに当初の給水装置工事申請書の設計審査を担当した課所に取消届を提出しなけなければならない。

２　取り消した給水装置工事申請書については、いかなる理由があろうとも返却しない。また、既納の給水装置工事申請手数料は、還付しない。

|  |
| --- |
| （工事事業者の変更）第３３条　工事申込者は、承認を受けた給水装置工事の工事事業者を変更したときは、速やかに給水装置施工業者変更届（様式第１４号）を管理者に提出しなければならない。 |

【解説】

承認を受けた給水装置工事のしゅん工前に工事事業者の廃業等何らかの理由により、給水装置工事をしゅん工することができなくなった場合は、工事申込者は、工事事業者を変更することができる。工事事業者の変更手順は次のとおりとする。

（工事事業者の変更手順）

